

# 申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。

## 給与所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額から、  
年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉞ 551,000 円未満	年間給与所得=0
㉟ 551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額-550,000円 <b>-最高10万円※</b>
㊱ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得=1,069,000円
㊲ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得=1,070,000円
㊳ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得=1,072,000円
㊴ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得=1,074,000円
㊵ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。
㊶ 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.6 + 100,000$ 円 <b>-10万円</b>
㊷ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
㊸ 6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
㊹ 8,500,000 円以上	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
㊺ 8,500,000 円以上	年間総収入金額-1,950,000円

※10万円未満のときはその金額

年間給与所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

## 年金所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額から、  
年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉞ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉞ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉟ 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円 <b>-最高10万円※</b>		㉟ 60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円 <b>-最高10万円※</b>
	㊱ 330万円以上 410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円 <b>-10万円</b>		㊱ 130万円以上 410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円 <b>-10万円</b>
	㊲ 410万円以上 770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円 <b>-10万円</b>		㊲ 410万円以上 770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円 <b>-10万円</b>
	㊳ 770万円以上	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円 <b>-10万円</b>		㊳ 770万円以上	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円 <b>-10万円</b>

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

年間年金所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間所得金額合計(A)							
	百	十	万	千	百	十	円

## その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

控除額		
特別控除	①同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] $\times 38$ 万円 = 万円
	②老人控除対象配偶者控除	10万円 $\times$ 人 = 万円
	③老人扶養控除	25万円 $\times$ 人 = 万円
	④扶養親族控除	27万円 $\times$ 人 = 万円
	⑤障がい者控除	40万円 $\times$ 人 = 万円
	⑥特別障がい者控除	最高27万円 $\times$ 人 = 万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
	⑦寡婦控除	最高35万円 $\times$ 人 = 万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)
	⑧ひとり親控除	

控除額合計(B)							
	百	十	万	千	百	十	円

府営住宅の所得金額合計(A)から控除額合計(B)を差し引いたものをここに記入してください。

$\frac{\text{百 十 万 千 百 十 円}}{12} = \text{計算後の月収額}$  この月収額を表面の計算後の月収額の欄に記入してください。

## ■一般住宅の場合

申込世帯の計算後の月収額が158,000円以下(「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下)であれば申込むことができます。